

プロジェクト 実務対応

項目 一括取得型による自社株式取得取引（ASR(Accelerated Share Repurchase)取引）に関する会計処理の検討

本資料の目的

1. 2014 年 12 月 1 日開催の第 301 回企業会計基準委員会において、基準諮問会議から ASBJ に対して、「一括取得型による自社株式取得取引（ASR(Accelerated Share Repurchase)取引）に関する会計処理」について新規テーマの提言があり、2014 年 12 月 18 日開催の第 302 回企業会計基準委員会において新規テーマとして取り上げることが承認された。
2. これを受けて、第 69 回実務対応専門委員会（2015 年 2 月 12 日開催）から、参考人（日本証券業協会様、野村證券様、ゴールドマン・サックス証券様）より示された取引スキーム（以下、「ASR 取引」という。）（別紙参照）に基づき、検討を行っている。
3. 本資料は、ASR 取引の会計処理を検討することを目的とする。

これまでの審議の概要

4. ASR 取引について、当該取引の会計処理を検討するにあたって、以下の 2 つの方法に整理して検討を進めている。
 - (1) 4 つのステップの取引ごとに会計処理を行う方法（以下「各ステップごとに会計処理を行う方法」という。）
 - (2) 各ステップにおける取引すべてを 1 つの取引として会計処理を行う方法（以下「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」という。）
5. 以下では、「各ステップごとに会計処理を行う方法」及び「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」の考え方の理解に資するため、設例等を用いて会計処理を示している。設例の前提条件は以下のとおりである。

(X1 年 5 月 1 日 一取引開始日)

- X 社は 3 月決算とする。
- X1 年 5 月 1 日に、X 社は Y 証券会社と ASR 取引に関する契約を締結し、同日、ToSTNeT-3 を用いて自己株式を 300 億円（2,000 円×1,500 万株）で取得した。当

該 ASR 取引は X1 年 7 月 31 日を決済期日とする。

- 新株予約権の、取引開始日における時価は 10 億円であった。
- 現金決済契約の、取引開始日における時価は 10 億円であった。
- 新株予約権の払込金額について、以下の 2 パターンを想定する。

パターン 1: 新株予約権の払込金額の算定において現金決済契約の内容を考慮しない。この場合、新株予約権の払込金額は 10 億円となる。なお、このパターンでは、X 社は取引開始日において現金決済契約の時価 10 億円を Y 証券会社に支払う¹。

パターン 2: 新株予約権の払込金額の算定において現金決済契約の内容を考慮する。この場合、新株予約権の払込金額はゼロとなる。

- 新株予約権は第三者割当の方法により Y 証券会社に全額割り当てられる。発行される新株予約権は 1 個とし、また、新株予約権の行使時に出資される財産は、新株予約権発行時の株価 (2,000 円) に 1 単元 (100 株) を乗じたものとする。
- 新株予約権の行使に伴い交付される株数は、次の算式により決定される。

1 単元 (100 株) + (自己株式取得数 × 平均株価 - 自己株式取得金額) ÷ 平均株価

(X1 年 6 月 30 日 - 第 1 四半期末日)

- この時点における現金決済契約の時価をゼロとする。また、同様に、新株予約権の時価をゼロとする。

(X1 年 7 月 31 日 - 決済日)

[平均株価下落時]

- X1 年 5 月 1 日から 7 月 31 日の平均株価は 1,600 円であり、ToSTNeT-3 による自己株式の取得価格 (2,000 円) よりも低かったため、X 社は証券会社から現金 60 億円 (300 億円 - 240 億円 (1,600 円 × 1,500 万株)) を受け取った。

[平均株価上昇時]

- X1 年 5 月 1 日から 7 月 31 日の平均株価は 2,400 円であり、ToSTNeT-3 による自己株式の取得価格 (2,000 円) よりも高かったため、7 月 31 日に Y 証券会社は新株予約権を行使し、X 社は Y 証券会社に対して新株を 250 万株発行した。

¹ 参考人から示された資料では、「新株予約権の発行価格は、株価下落時の企業による現金受け取りを定めた契約の内容を考慮して算定されます。」とされていたが、より会計処理をイメージしやすくするために、2 通りの前提を置いている。

- その際、Y証券会社は新株予約権の行使により20万円(2,000円×1単元(100株))をX社に支払った。このときの新株予約権の時価は60億円(400円(2,400円-2,000円)×1,500万株)であった。

(各ステップごとに会計処理を行う方法)

ステップ1における自己株式の有償取得取引に関する会計処理

6. 企業がToSTNeT-3により取得した自己株式については、取得価額をもって純資産の株主資本から控除することとなり²、特段の論点はない。

【仕訳1】 (仕訳の金額単位：億円。以下同様。)

(X1年5月1日)

自己株式(純資産) 300 / 現金 300

ステップ2及びステップ4における現金決済契約に関する会計処理

7. ASR取引では、企業と証券会社との間で現金決済契約が締結され、取引開始後の平均株価がToSTNeT-3の取得価格よりも低い場合には取引開始後の平均株価とToSTNeT-3の取得価格との差から生じる差額相当分について、企業は証券会社から現金を受け取ることとされている。
8. ASR取引における現金決済契約のような自社株式を対象としたデリバティブは、我が国ではこれまであまり見られないが、現状のJICPA会計制度委員会報告第14号「金融商品会計に関する実務指針」(以下「金融商品会計実務指針」という。)に照らして、仮にデリバティブとして取り扱う場合には、時価をもって貸借対照表価額とし、毎期の評価差額は損益として処理することとなる³(この点については、第30項以降において詳細に分析している。)

【仕訳2】

(X1年5月1日)

[パターン1]

デリバティブ資産 10 / 現金 10

[パターン2]

² 企業会計基準第1号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(以下「自己株式会計基準」という。)第7項

³ 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(以下「金融商品会計基準」という。)第25項

デリバティブ資産 10 / 利益 10

(X1年6月30日)

[パターン1・パターン2共通]

損失 10 / デリバティブ資産 10

(X1年7月31日)

[平均株価下落時(パターン1・パターン2共通)]

デリバティブ資産 60 / 利益 60

現金 60 / デリバティブ資産 60

[平均株価上昇時(パターン1・パターン2共通)]

仕訳なし

ステップ2及びステップ3における新株予約権に関する会計処理

9. 新株予約権に関する会計処理について、既存の会計基準⁴によると、次の会計処理を行うこととなる。

- (1) 新株予約権の発行時において、発行に伴う払込金額を純資産の部に新株予約権として計上する⁵。
- (2) 新株予約権が行使され新株を発行する場合、計上されていた新株予約権は払込資本に振り替える⁶。
- (3) 新株予約権が行使されず失効した場合、計上されていた新株予約権を利益に振り替える⁷。

【仕訳3】

(X1年5月1日)

[パターン1]

現金 10 / 新株予約権(純資産) 10

⁴ 企業会計基準適用指針第17号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」(以下「複合金融商品適用指針」という。)

⁵ 複合金融商品適用指針第4項

⁶ 複合金融商品適用指針第5項

⁷ 複合金融商品適用指針第6項

[パターン2]
現金 — / 新株予約権 (純資産) —
(X1年6月30日)
[パターン1・パターン2共通]
仕訳なし
(X1年7月31日)
[平均株価下落時・パターン1]
新株予約権 (純資産) 10 / 利益 10
[平均株価下落時・パターン2]
新株予約権 (純資産) — / 損益 —
[平均株価上昇時・パターン1]
新株予約権 (純資産) 10 / 資本金 10
現金 0.002 / 資本金 0.002
[平均株価上昇時・パターン2]
新株予約権 (純資産) — / 資本金 —
現金 0.002 / 資本 0.002

10. ここで第8項に記載した現金決済契約に関する仕訳2と第9項に記載した新株予約権に関する仕訳3を併せて考えた場合、各時点における損益計上額は以下のとおりとなる。(単位:億円)

[パターン1]

時点	現金決済契約	新株予約権
X1年5月1日	0	0
X1年6月30日	△10	0
X1年7月31日 (平均株価下落時)	60	10
X1年7月31日 (平均株価上昇時)	0	0

[パターン2]

時点	現金決済契約	新株予約権
X1年5月1日	10	0
X1年6月30日	△10	0

X1年7月31日（平均株価下落時）	60	0
X1年7月31日（平均株価上昇時）	0	0

11. 前項の表のとおり、現金決済契約の評価差額について損益が計上される一方、新株予約権については損益が計上されないため、平均株価が上昇した場合と下落した場合で不整合な取扱いとなる。

この点については、新株予約権について自社株式を決済手段としたデリバティブとして取り扱う考えを採用することによって対応することが考え得る。この場合の仕訳は、次のようになると考えられる。

【仕訳4】

(X1年5月1日)

[パターン1]

現金 10 / デリバティブ負債 10

[パターン2]

損失 10 / デリバティブ負債 10

(X1年6月30日)

[パターン1・パターン2 共通]

デリバティブ負債 10 / 利益 10

(X1年7月31日)

[平均株価下落時（パターン1・パターン2 共通）]

仕訳なし

[平均株価上昇時（パターン1・パターン2 共通）]

損失 60 / デリバティブ負債 60

デリバティブ負債 60 / 資本金 60

現金 0.002 / 資本金 0.002

12. 第8項に記載した現金決済契約に関する仕訳2と第11項に記載した新株予約権に関する仕訳4を併せて考えた場合、各時点における損益計上額は以下のとおりとなる。（単位：億円）

[パターン1]

時点	現金決済契約	新株予約権
X1年5月1日	0	0
X1年6月30日	△10	10
X1年7月31日(平均株価下落時)	60	0
X1年7月31日(平均株価上昇時)	0	△60

[パターン2]

時点	現金決済契約	新株予約権
X1年5月1日	10	△10
X1年6月30日	△10	10
X1年7月31日(平均株価下落時)	60	0
X1年7月31日(平均株価上昇時)	0	△60

13. しかしながら、新株予約権について自社株式を決済手段としたデリバティブとして取り扱う考えは、純資産に計上されている新株予約権を時価評価し評価差額を損益に計上することとなるため、発行に伴う払込金額を純資産の部に新株予約権として計上することを定めた複合金融商品適用指針と整合的でなく、採用することは難しいと考えられる。

(一つの取引とみなして会計処理を行う方法)

14. ASR取引全体を1取引として会計処理する方法に関しては、(1)取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引(案1)と(2)自社の株式を対象とした先渡契約(案2)の2つが考え得る。
15. この点、企業会計基準適用指針第2号「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」第5項では、自己株式の取得について、対価が金銭の場合は対価を支払うべき日に認識し、対価が金銭以外の場合は対価が引き渡された日に認識するとされていることから、案2を採用することは難しいと考えられる。
16. このため、仮に「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」を採用する場合、次の会計処理を行うことが考えられる。
- (1) ToSTNeT-3で自己株式を当初に取得した時点で支払額をもって株主資本に自己株式を計上する。

(2) 現金決済契約により現金を受領した場合、自己株式の金額を減額する。

【仕訳 5】

(X1 年 5 月 1 日)

[パターン 1]

自己株式（純資産） 300 / 現金 300
現金 10 / 未決算勘定（新株予約権相当） 10
未決算勘定（現金決済契約相当） 10/現金 10

[パターン 2]

自己株式（純資産） 300 / 現金 300

(X1 年 6 月 30 日)

[パターン 1・パターン 2 共通]

仕訳なし

(X1 年 7 月 31 日)

[平均株価下落時（パターン 1・パターン 2 共通）]

現金 60 / 自己株式（純資産） 60

[平均株価上昇時（パターン 1・パターン 2 共通）]

現金 0.002 / 資本金 0.002

分析

17. 以下では、「各ステップごとに会計処理を行う方法」及び「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」のいずれを採用するかについて、検討する。
18. 各ステップごとに会計処理を行う方法の長所及び短所としては、次のような点が考えられる。
 - (1) 長所
 - ステップ 1 における自己株式の有償取得取引、ステップ 2 及びステップ 4 における現金決済契約の取引、ステップ 2 及びステップ 3 における新株予約権の取引について、法的形式と整合的となる。
 - (2) 短所

- 取引開始後の平均株価がToSTNeT-3の取得価格よりも低い場合には現金決済契約の評価差額について損益が計上される一方で、平均株価が取得価格よりも高い場合には新株予約権について損益が計上されないため、平均株価が上昇した場合と下落した場合で損益計上が不整合となる。

19. 一つの取引とみなして会計処理を行う方法の長所及び短所としては、次のような点が考えられる。

(1) 長所

- ASR取引においては、当初の自己株式取得と現金決済契約の取引又は新株予約権の取引は一体の取引と実施されるため、取引の経済的実態を表すことが可能となる。

(2) 短所

- 各ステップごとに法的形式が異なるため、法的形式と整合しない可能性がある。
- 現金決済契約について、利得を獲得する意図はないとしても、現金決済契約により将来のキャッシュ・フローが変わるため、毎期の評価差額の変動を損益として計上しないと、現金決済契約の実態が反映されない可能性がある。

(法的形式と経済的実態に関する考察)

20. 前項までの分析のとおり、「各ステップごとに会計処理を行う方法」には法的形式と整合的となる長所があり、また、「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」には、取引の経済的実態を表すことが可能となる長所がある。このように、どちらの方法を採用するかにあたっては、法的形式と経済的実態のいずれを優先するかが論点となり、ここでは、どのような場合に経済的実態を優先すべきかについて考察する。

21. この点、一般的には、法的形式に従って会計処理するほうが、理解しやすいことが多いと考えられるため、法的形式と整合的な会計処理が採用される場合が多いと考えられる。

ただし、法的形式よりも経済的実態に着目した会計処理が採用される場合もある。既存の会計基準では、例えば、リース⁸、ストック・オプション⁹、特別目的会社を

⁸ 法的には賃貸借取引であるファイナンス・リース取引について、経済的にはリース物件の売買及び融資と類似の性格を有する点に着目し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を採用

活用した証券化取引¹⁰などがある。

また、企業結合において、複数の取引が1つの企業結合を構成している場合には、それらを一体として取り扱う場合がある。1つの企業結合を構成しているかどうかは状況によって異なるため、当初取引時における当事者間の意図や当該取引の目的等を勘案し、実態に応じて判断するとされている¹¹。

22. このように、いくつかについては法的形式よりも経済的実態を優先した会計処理が採用されているが、どのような場合に経済的実態を優先すべきかについての記述は、特段、見受けられない。

23. 一般的には、法的形式を離れて経済的実態を優先して複数の取引を一体として会計処理する場合には、一体であることが客観的に評価できる必要があると考えられ、その観点からは、以下が必要であると考えられる。

(1) 複数の取引が一体不可分であること

(2) 当初の契約段階で、取引が一定の取り決めに従い判断の余地なく行われること

24. 上記を ASR 取引にあてはめる場合、以下のとおり考えられる。

(1) 複数の取引が一体不可分であること

25. 以下の点から、一定程度、自己株式の取得と現金決済契約、新株予約権が一体不可分であると考えられるかどうか。

- 現金決済契約及び新株予約権は、企業が取得する自己株式の価格を決定するために実施される。
- 新株予約権の割当てを受けた証券会社が、権利確定前に当該新株予約権を第三者に譲渡する場合、現金決済契約についても同一の第三者に譲渡する必要がある。
- 参考人から示された資料では、「新株予約権の発行価格は、株価下落時の企業による現金受け取りを定めた契約の内容を考慮して算定されます。」とされて

している。

⁹ 法的には新株予約権の発行であるストック・オプション取引について、経済的には報酬性を有する点に着目し、報酬費用の計上を求めている。

¹⁰ 特別目的会社に不動産を譲渡することにより当該不動産を資金化する場合、不動産の売却の認識は、譲渡不動産のリスクと経済価値のほとんどすべてが他の者に移転した場合に当該譲渡不動産の消滅を認識する方法、すなわち、リスク・経済価値アプローチによって判断する。

¹¹ 企業会計基準第 21 号「企業結合に関する会計基準」第 66 項

いる。

(2) 当初の契約段階で、取引が一定の取り決めに従い判断の余地なく行われること

26. 以下の点から、一定程度、自己株式の取得、現金決済契約、新株予約権は当初の契約段階で定めた取り決めに従い判断の余地なく行われると考えられるがどうか。
- ToSTNeT-3により自己株式を有償で取得する時点において、現金決済契約の取引及び新株予約権の取引についても契約が締結される。
 - 現金決済契約に基づく決済又は新株予約権の権利行使による新株発行は、企業による自己株式の取得金額及び証券会社による企業の株式の取得金額に基づき行われ、恣意性のある余地がない。

(まとめ)

27. 「各ステップごとに会計処理を行う方法」と「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」のいずれも、それぞれ以下の課題がある。

各ステップごとに会計処理を行う方法

- 平均株価が上昇した場合と下落した場合で損益計上が不整合となる。

一つの取引とみなして会計処理を行う方法

- 現金決済契約の時価の変動が財務諸表に反映されない。

28. 法的形式よりも経済的実態を優先するほうが、財務諸表の利用者に有用な情報を開示することが可能となり、その観点からは、「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」のほうが適切な可能性があると考えられる。ただし、前項に記載した課題があり、一概に当該方法が適切であるとは言えないとも考えられ、さらなる検討が必要と考えられる。

第 81 回実務対応専門委員会で識別された論点

29. 第 81 回実務対応専門委員会では、以下の論点が識別された。

- (1) ASR 取引の期間は、一例として 3 カ月が示されているが、6 カ月や 1 年のケース

もあり得るとのことである。仮に1年を超える取引が行われる場合、一つの取引とみなして会計処理を行う方法を採用することは適切かどうか。

- (2) 一つの取引とみなして会計処理を行った場合、平均株価が上昇した場合には新株予約権が行使されて株式が交付されるが、その取引が貸借対照表に表れない点に問題がないか。
- (3) ToSTNeT-3により取得した自己株式について決済日までに処分した場合又は消却した場合、平均株価下落時に現金を受領したときの会計処理はどうか。

ディスカッション・ポイント

「各ステップごとに会計処理を行う方法」と「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」のいずれが適切か、ご意見をお伺いしたい。

(補足的検討：自社株式を対象としたデリバティブの会計処理)

30. これまで我が国においては、自社株式を対象としたデリバティブの会計処理について明示的に議論されたことはなく、現金決済契約をデリバティブとして取り扱うかどうか論点となる。
31. この点、金融商品会計実務指針では、デリバティブを以下の特徴を有する金融商品と説明している¹²。
 - (1) その権利義務の価値が、特定の金利、有価証券価格、現物商品価格、外国為替相場、各種の価格・率の指数、信用格付け・信用指数、又は類似する変数（これらは基礎数値と呼ばれる。）の変化に反応して変化する①基礎数値を有し、かつ、②想定元本か固定若しくは決定可能な決済金額のいずれか又は想定元本と決済金額の両方を有する契約である。
 - (2) 当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としない。
 - (3) その契約条項により純額（差金）決済が要求若しくは容認し、契約外の手段で純額が容易にでき、又は資産の引渡しを定めていてもその受取人を純額決済と実質的に異ならない状態に置く。

¹² 金融商品会計実務指針第6項

32. 本スキームの現金決済契約について、ToSTNeT-3 による取得価格を行使価額としたプットオプションを企業が証券会社から買建てたものと捉えられ、前項のデリバティブの特徴に照らして検討した場合には、以下のとおり考えられる。

- (1) 本スキームの現金決済契約においては、ステップ4における現金受取額が自己株式の株価の変化に反応して変化することから、基礎数値の変化に反応して変化する基礎数値を有していると考えられる。また、ToSTNeT-3 で取得した自己株式数を想定元本としていることから、想定元本を有している契約に該当すると考えられる。
- (2) 本スキームの現金決済契約においては、新株予約権の払込金額の算定において現金決済契約の内容を考慮しない場合には、オプション・プレミアム相当額を支払うことになるが、この金額が当初純投資に該当する。このオプション・プレミアム相当額は、想定元本に比べ非常に小額と考えられる。

また、新株予約権の払込金額の算定において現金決済契約の内容を考慮する場合には、オプション・プレミアム相当額を明示的に支払わないが、新株予約権の払込金額がオプション・プレミアム相当額だけ少なくなっており、実質的には新株予約権の払込金額の算定において現金決済契約の内容を考慮しない場合と同じである。

そのため、本スキームの現金決済契約では、当初純投資が不要であるか、又は市況の変動に類似の反応を示すその他の契約と比べ当初純投資をほとんど必要としないと考えられる。

- (3) 現金決済契約においては、取引開始後の平均株価が ToSTNeT-3 の取得価格よりも低い場合には取引開始後の平均株価と ToSTNeT-3 の取得価格との差から生じる差額相当分について決済されるため、契約条項により純額（差金）決済が要求されていると考えられる。

これらの検討から、本スキームの現金決済契約は、金融商品会計実務指針の要件を満たす可能性が高いように見受けられる。

33. 一方、自社株式を対象としたデリバティブの会計処理について、次のような意見が聞かれる。

- (1) 実質面から検討した場合、今回の ASR 取引を行う当事者は金融商品会計基準第 88 項に記載されているような効果¹³を期待して取引を行うことは通常想定され

¹³ 金融商品会計基準第 88 項において、デリバティブ取引は、「取引により生じる正味の債権又

ず、自社株式の株価を基礎数値とするデリバティブ取引については、必ずしも評価差額を損益とすることが適切ではない。

(2) 自社株式や自社株式を対象としたデリバティブに類似する商品である新株予約権は、金融商品会計基準等の対象範囲には含まれていないという点を考慮すると、本スキームの現金決済契約は金融商品会計基準の対象範囲に含まれないのではないかと。

34. 前項のような意見が聞かれるものの、自社の株式の株価変動により利益を得ることを意図していないとしても、結果として、自社の株式の株価変動により自己の現金が増減することから、業績に関連しないと言うことは難しいと思われる。このため、本スキームの現金決済契約を通常のデリバティブと異なる会計処理とすることは難しいように思われる。
35. 以上により、現金決済契約については、デリバティブとして取り扱い、時価をもって貸借対照表価額とし、毎期の評価差額は損益として処理することが考えられる。
36. なお、米国会計基準及びIFRSのいずれにおいても、自社の株式を対象としたデリバティブについて現金決済を行う場合には、当該デリバティブは資本に該当せず、資産又は負債に該当することとされている。これは、現金決済する場合には現金という経済的便益が流入又は流出することから、資産又は負債の定義に該当するとされているものと考えられる。

開示

37. 仮に「一つの取引とみなして会計処理を行う方法」を採用する場合、何らかの開示が必要ないかどうかについて検討する。
38. この点、本スキームの経済的実態を、ToSTNeT-3による取得時点から決済時点までの一定期間で自己株式を取得しているものとする場合、ToSTNeT-3により自己株式を取得した時点においては、自己株式の取得価額が確定していないものと考えられる。こうした取引と類似する取引として、例えば、企業結合における暫定的な会計処理がある¹⁴。

は債務の時価の変動により保有者が利益を得又は損失を被るもの」とされている。

¹⁴ 企業結合において暫定的な会計処理が行われた場合、次の事項を注記する。

(1) 暫定的な会計処理を行った場合

① 企業結合年度において、その旨及びその理由

(2) 企業結合年度の翌期において暫定的な会計処理が確定し、取得原価の当初配分額に重要な見

39. ASR 取引について、前項の暫定的な会計処理における注記事項を参考に、財務諸表利用者の理解を高める観点から、例えば、次のような事項を開示することが考えられるかどうか。

(1) ToSTNeT-3 により自己株式を取得した場合、自己株式を取得した年度又は四半期会計期間において、次の事項を開示する。

- ① ASR 取引の概要（取引の目的、内容、期間等）
- ② ToSTNeT-3 による自己株式の取得取引の概要（自己株式の取得日、取得した自己株式の金額、株数等）
- ③ 現金決済契約の内容（契約先、決済条件、決済金額の算定方法、決済日等）
- ④ 新株予約権の内容（割当者、割り当てた新株予約権の個数、新株予約権の払込金額、権利確定条件、権利行使期間、権利行使に伴い発行される株式数の算定方法等）

(2) 現金決済契約又は新株予約権の権利行使によって ASR 取引が完了した場合、終了した年度又は四半期会計期間において、次の事項を開示する。

- ① 現金決済契約に基づき減額した自己株式の金額
- ② 新株予約権の権利行使により発行された新株の発行株数

第 81 回実務対応専門委員会で識別された論点

40. 第 81 回実務対応専門委員会では、以下の論点が識別された。

- 取引の途中時点で決算期が到来した場合、キャッシュ・フローへの影響及び一株当たり情報の希薄化に関連する情報等が、注記情報として有用であると考えられる。この点、自己株式取得時の取得株式数や取得株価のほか、どのような注記が考えられるか（例：自己株式取得時から期末までの平均株価、期末の時価）。

直しがなされた場合

- ①見直しがなされた年度において、その見直し内容及び金額

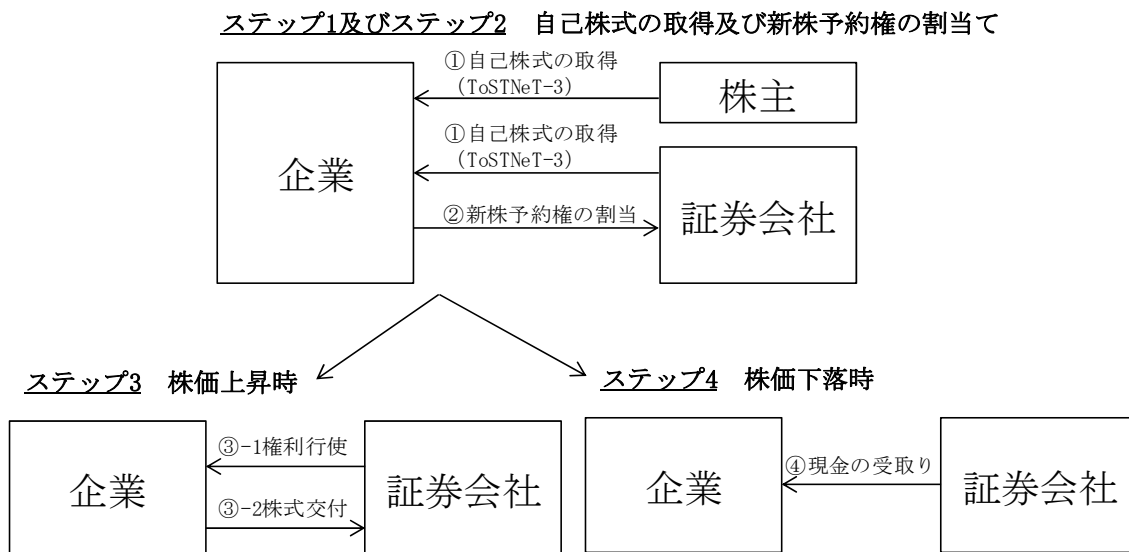
ディスカッション・ポイント

事務局の分析について、ご意見をお伺いしたい。

以 上

(別紙) ASR 取引の概要

1. 我が国において想定される ASR 取引の概要は、参考人（日本証券業協会様、野村証券様、ゴールドマン・サックス証券様）から示された取引スキームに基づく次のとおりである。



ステップ 1 : 自己株式の取得を企図する企業は、自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) で自己株式を取得し、証券会社は、株券貸借市場で当該企業の株式を借り入れて売り応募する。

ステップ 2 : 調整取引に係る契約を行う。調整取引の内容は次のとおりである。

証券会社の売り注文が約定した金額分、株数分について、その後の株価推移に応じて調整取引を行う。

その後の平均株価が ToSTNeT-3 での取得価格よりも高い場合は企業の支払い、安い場合は証券会社の支払いとなる。

平均株価は、東証が公表する当該企業普通株式の終値の算術平均値を基準とした値とする。

調整取引の結果、経済的には自社株を平均株価で取得したのと同様の結果となる。

企業は株価上昇時の支払いのために、証券会社に新株予約権を割り当てる。

ステップ 3 : 株価上昇時は、新株予約権が権利行使され、差額分に相当する株式を証券会社に交付する。

ステップ 4 : 企業は株価下落時に、新株予約権の割当時に締結された契約に基づき、証券会社から差額分の現金を受け取る。

2. ステップ 3 において企業が発行する新株予約権の条件例は、次のとおりである。

発行方法	第三者割当の方法により証券会社へ全額割当
発行される新株予約権数	1 個
各新株予約権の払込金額	本新株予約権 1 個当たり XXX 円 ¹⁵
権利行使日	2015 年 XX 月 XX 日から 2016 年 XX 月 XX 日まで（発行日の翌日から 12 か月後）
行使の際に出資される財産	新株予約権発行決議時の株価 × 1 株又は単元株数
行使に伴い交付される株数	<p>新株予約権の権利行使を行うか否か判断する時点までの平均株価が、新株予約権発行決議時の株価を上回り、本新株予約権が行使されると、下記の計算式で算定される株数の発行会社株式が交付される。</p> $\text{交付株式数} = 1 \text{ 株 (又は単元株式数)} + (\text{自己株式取得株式数} \times \text{平均株価} - \text{自己株式取得金額}) \div \text{株価}$ <p>自己株式取得株式数…証券会社から取得した株式数 自己株式取得金額…証券会社から自己株式を取得するために要した金額</p>

¹⁵ 新株予約権の払込金額は、第三者の評価機関による計算結果を基礎として、決定されることが想定される。なお、新株予約権の評価において、第 3 項に記載される契約を考慮する場合と、考慮しない場合では、評価結果が大きく変わる可能性があると考えられる。

3. ステップ 4 において新株予約権の割当時に締結される契約の条件例は、次のとおりである。

証券会社による現金の支払	<p>証券会社は、新株予約権の権利行使を行うか否か判断する時点までの平均株価が、新株予約権発行決議時の株価を下回る場合、下記の計算式で算定される金額の現金を発行会社に支払う。</p> <p>支払現金額＝自己株式取得金額－自己株式取得株式数×平均株価</p> <p>自己株式取得株式数…証券会社から取得した株式数</p> <p>自己株式取得金額…証券会社から自己株式を取得するために要した金額</p>
--------------	---

以 上